

予防塾選講 ～第1回～

予防行政の重要性

「予防消防」と「科学消防」は、近代消防の原点です。法律に基づいて、火災の状況や原因を調査し、ハード、ソフト両面にわたって安全対策を講じることができると予防行政の権限は、消防の大切な財産です。皆で大事にしていかなければなりません。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究所
教授
小林恭一 博士(工学)

神戸の皆さん、こんにちは。今回から2年間、「予防塾選講」と題して、予防行政に関して私が知っていることや考えていることをお伝えしていきます。

「予防塾」というのは、東京理科大学市民講座の一環として、神楽坂キャンパスの教室で、予防行政に熱意を持って取り組んでいる消防官を対象に、毎月第3月曜日の夜6時半から9時くらいまで、無料でおこなっている私塾のようですね。メール(宛先 urayakoba119@nifty.com)で塾生名簿に登録していただければ誰でも参加可能です。現在、北海道から九州まで130人以上の塾生が登録してくれています。実際に受講される方はやはり東京近辺中心の方が多く、毎回多

くて50人くらいでしょうか。でも、三田市や堺市から毎回来てくれる方もいて、私自身も励みになっています。

このたび、神戸市消防局から、本誌「雪」の誌上で「予防塾」の内容を2年間にわたって連載してほしい、という依頼がありました。全講義内容を限られた誌上にすべて掲載することはできませんが、講義の中から私が特にお伝えしたいテーマを選んで載せていきたいと思えます。

私は、1980年から自治省消防庁に在籍し、2006年に国民保護防災部長を最後に退官するまで、主として予防行政を担当してきました。1980年当時は、まだ数十人の方が亡くなる特定

防火対象物の火災がしばしば発生しており、そのような火災が起こるたびに、多くの死者が出た原因を調査し、再発防止策に取り組んできました。そのような対策が功を奏し、やがて多くの死者が出るビル火災はほとんど発生しなくなりましたが、それとともに予防行政に熱心に取り組む消防官が少なくなってきました。悲しいことです。

戦後、消防が警察から独立した時、「予防消防」は「科学消防」とともに、新自治体消防のシンボルでした。発生した火災をただ消すだけの「火消し消防」でなく、法律に基づき、火災が発生すればその原因を消防自ら科学的に調査し、火災が発生しないための対策や被

害をできるだけ少なくするための対策を講じていくこと、発生した火災に対しては科学力と技術力で立ち向かうこと、これが「予防消防」と「科学消防」の考え方です。

昭和23年にこのような理念に立ち消防同意制度を持つ近代消防制度が成立したとき、警察のもとでただ火を消すだけに甘んじ、「消防夫」や「消防手」と蔑まれてきた戦前からの消防人たちがどんなに喜んだか、直接語れる人はもう皆亡くなってしまいました。

私は、立场上、近代消防制度の創設に立ち合った先人たちからじかに話を聞く機会がありましたので、そのときの彼らの思いなどを、若い消防官に伝えていく使命があると考えています。

警防業務、救助業務、救急業務のいずれも、身を早して社会を支える崇高な業務ですが、他の行政の失敗を消防官のリスクと引き替えに後始末する、という側面を持っています。土木行政や都市行政が十分でなかったために起こった土砂災害で、消防官が人命救助に出動するこ

とを考えると、消防官は一方的にリスクを引き受けるだけで、土木行政や都市行政に注文をつけることはできません。

しかし、火災は違います。予防行政の権限があるからです。火災が起こらないようにし、火災が起こっても被害が最小限になるようにし、消防活動ができるだけしやすくなるようにすることなどを、法律上の権限を持つておこなうことができます。危険物施設にいたっては、市町村長の名で設置許可の権限まで持っています。

消防官がこのような法律上の大きな権限を持っている国は多くありません。先人たちが獲得してくれた大切な財産だと思いますが、最近、このことを理解できていない消防官が増えているのが気になっていきます。

行政改革の一環として、消防同意を民間機関でおこなうことができるようにしたらどうか、などという提案がなされたとき、現地の消防としてどう考えるのか。以上述べてきたような事実と経緯を踏まえて、しっかりと判断してほしいと思います。



小林 恭一(こばやし きょういち)

- ・東京理科大学総合研究機構教授
- ・1948年千葉県生まれ
- ・東京大学建築学科を卒業し、1973年建設省入省
- ・1980年に自治省(現総務省)消防庁に移り、東京消防庁、静岡県防災局にも勤務
- ・ホテルや老人ホームの夜間の防火管理体制検証マニュアル作成、防災センター要員講習制度創設、雑居ビル対策消防法令改正、住宅用火災警報器義務づけ、消防法の性能規定化、セルフガスソリスタンド解禁などを担当
- ・イラン地震国際消防救助隊統括官、消防庁危機管理センター初代参謀長など、危機管理も
- ・2006年国民保護・防災部長を最後に退官
- ・2008年に東京大学工学部で博士号(工学)を取得し現職
- ・研究テーマは、アジアの防火法令、高齢者や弱者の火災避難対策等
- ・高齢者福祉施設における実践的な火災安全思想の普及・啓発活動で2014年度建築学会教育賞(教育貢献)受賞
- ・浦安市在住 退官後は団地自治会の防災部長も